

平成24年 1月 6日

保護者様

市原市立国分寺台小学校
校長 大浦善博

出席停止について

児童生徒が伝染病にかかった場合、学校では蔓延を防止するために、出席停止の措置をとるよう学校保健法で定められています。

つきましては、再登校開始の際「治癒証明書」を提出くださるようお願いいたします。

※ 登校が可能かどうかは、本人の病状と他への感染防止の両面から判断する必要がありますので、必ず医師の診察を受けるようお願いいたします。あわせて、「治癒証明書」の記入を受けてください。

【出席停止の期間の基準】 (学校保健法施行規則20条より抜粋)

伝染病にかかった場合の出席停止期間はおおむね次のとおりです。ただし病状により、医師が登校してもさしつかえないと認めた場合は、この限りではありません。

(学校において予防すべき伝染病より)

第一種の伝染病にかかったものについては、治癒するまで。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS、コロナウィルスであるものに限り）、痘瘡、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス及びパラチフス

第二種

- イ. インフルエンザにあつては、解熱した後2日を経過するまで。
- ロ. 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで。
- ハ. 麻疹（はしか）にあつては、解熱した後3日を経過するまで。
- ニ. 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）にあつては、耳下腺の腫脹が消失するまで。
- ホ. 風疹（三日ばしか）にあつては、発疹が消失するまで。
- ヘ. 水痘（みずぼうそう）にあつては、すべての発疹の痂皮（かさぶた）化するまで。
- ト. 咽頭結膜熱（プール熱）にあつては、主要症状が消滅した後2日を経過するまで。
- チ. 結核

結核および第三種の伝染病にかかったものについては、医師が伝染のおそれがないと

認めるまで。 腸管出血性大腸菌感染症（O-157 など）、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎、その他

治 癒 証 明 書

市原市立国分寺台 学校

年 組

児童・生徒氏名 _____

上記のものは、下記疾病で療養中のところ、現在治癒し他に感染のおそれがないと思われるので、登校可能と認めます。

記

1. 疾患名

2. 治療期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

※学校生活上の注意等

平成 年 月 日

医療機関名

医師氏名